

重度心身障害者医療費受給者のうち

障課

老課

の受給者証

受給者証の
左上をご覧
下さい。

ひとり親家庭等医療費受給者のうち

親課

の受給者証

をお持ちの方へ



月額上限を超えた医療費の払い戻しについて

同一月内の負担額が次の金額を超えた場合、申請を行なうと払い戻しを受けられます。

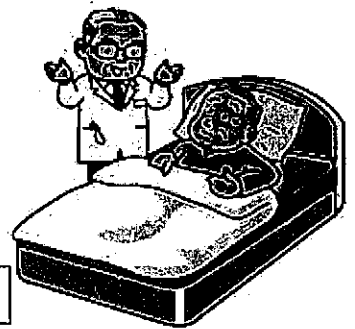
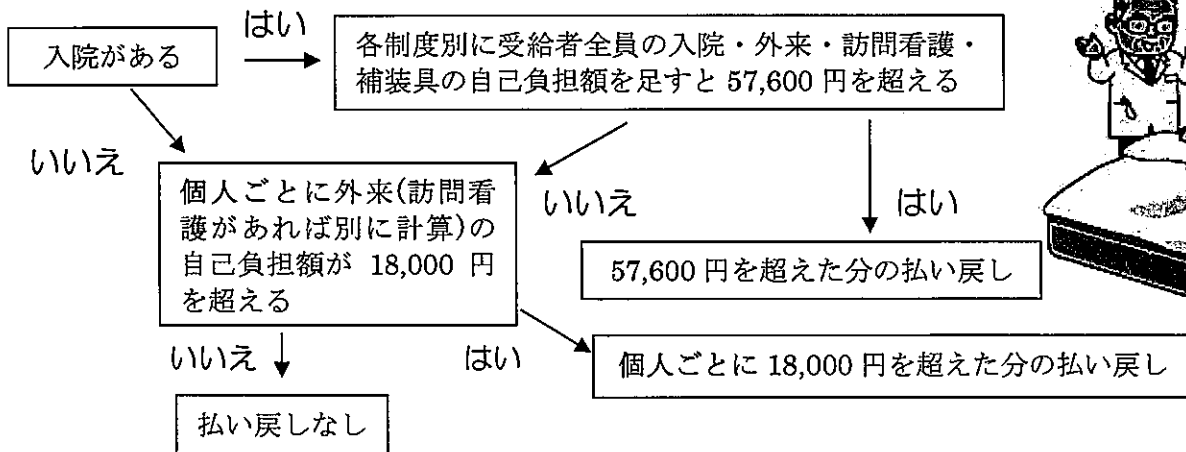
また、手続きは必ず月の初日から末日までの1か月分をまとめて翌月以降に申請して

ください。(申請は総合庁舎(早来)・総合支所(追分)のどちらでもできます)

区 分	1か月の自己負担限度額 (平成30年8月から)
外 来・訪問看護 (個人ごと)	18,000円
入院+外来および治療用補装具等 (各制度別に世帯単位で計算)	57,600円

なお、受給者証を持つ方の高額医療費について、健康保険から付加給付金等の医療費の給付を受けられる場合や、学校の保険から医療費を受けられる場合はその請求(受領)の前に必ず下記までご連絡ください。

○計算方法○



- 【注】
- ・世帯の計算では、各制度別に受給者の自己負担額を合算して計算します。訪問看護を受けた際の患者負担額(基本利用料)、治療用補装具も合算できます。
 - ・毎月1日から末日までの1か月で計算します。
 - ・入院の際の食事代(標準負担額)は合算しません。
 - ・差額ベット代等、保険適用外のものは算入できません。



お問い合わせは

総合庁舎(早来)

健康福祉課 国保・介護グループ(Tel 29-7071)

総合支所(追分)

住民サービス課 住民サービスグループ(Tel 25-2411)